

# 名古屋市議会基本条例制定研究会

## 中間報告書

(座長案と分科会からの報告)

平成22年3月1日

## この報告書の見方

中間報告書では、全部で17の項目について

① 座長案と

② 座長案に対する各分科会案が併記してあります。

① 座長案は、議会基本条例制定研究会で行われた議論をもとに、座長から2月16日に提示されたものです。

② 各分科会案は、3つの分科会において座長案の検討が行われ、その結果につき各分科会から報告されたものです。

なお、下線が引いてある部分は、座長案に対して、各分科会から修正等をすべきとの報告があった部分を示します。

また、各分科会からの〈分科会参考意見〉もあわせて掲載しています。

〔各分科会案に対して、3月1日の研究会で出された意見についても、〈第7回研究会での意見〉として掲載しています。〕

# 総 則

## ＜座長案＞

### （目的）

**第1条** この条例（以下「議会基本条例」という。）は、地方自治の本旨に基づき、市民の代表としての議会及び議員の活動の充実と活性化のために必要な基本的事項を定めることにより、二元代表制の下での議会と議員の役割を明らかにするとともに、市民に開かれた議会を作り、もって本市の住民自治と民主主義をさらに発展させることを目的とする。

## 参考 **第2分科会意見**

### （目的）

**第1条** この条例（以下「議会基本条例」という。）は、地方自治の本旨に基づき、市民の代表としての議会及び議員の活動の充実と活性化のために必要な基本的事項を定めることにより、市長及び議員がともに市民により選出される二元代表制の下での議会と議員の役割を明らかにするとともに、市民に開かれた議会を作り、もって市民生活の向上を図ることを目的とする。

## ＜座長案＞

### （議会の役割及び活動原則）

**第 条** 議会は、次に掲げる役割を担う。

- (1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行う。
- (2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行う。
- (3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行う。
- (4) 意見書、決議等により、国への意見表明等を行う。

**2** 議会は、前項の役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 市民の多様な意見を議会審議に反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議と討論を行う。
- (2) 積極的に情報公開を進めるとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行い、様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たす。
- (3) 充実した審議及び政務調査を通して、議会の本来の機能である政策決定を行うため、市長等とは常に必要な緊張関係を保持する。

## ＜第2分科会案＞

### （議会の役割及び活動原則）

**第 条** 議会は、二元代表制の下、次に掲げる役割を担う。

- (1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行う。
- (2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行う。
- (3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行う。
- (4) 意見書、決議等により、国会及び関係行政庁に意見表明等を行う。

**2** 議会は、前項の役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 市民の多様な意見を議会審議に反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議と討論を行う。

- (2)積極的に情報公開を進めるとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行い、様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たす。
- (3)充実した審議及び政務調査を通して、議会の本来の機能である政策決定を行うため、市長等とは常に必要な緊張関係を保持する。

## ＜座長案＞

### （議員の活動原則）

**第 条** 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議員は、市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議と討論を尽くし、本市の意思決定を行う。
- (2) 議員は、自らの議会活動を市民にわかりやすく説明する。
- (3) 議員は、市民の代表として自覚をもって、研さん、研修等を通じ、常に自らの資質向上に努めるとともに、広い視点と長期的展望を持つて的確な判断を行う。
- (4) 議員は、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する。

## ＜第2分科会案＞

### （議員の活動原則）

**第 条** 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議員は、市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議と討論を尽くし、本市の意思決定を行う。
- (2) 議員は、自らの議会活動を市民にわかりやすく説明する。
- (3) 議員は、市民の代表として自覚をもって、研さん、研修等を通じ、常に自らの資質向上に努めるとともに、広い視点と長期的展望を持つて公正かつ的確な判断を行う。
- (4) 議員は、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する。

## ＜分科会参考意見＞

- ・「議員は、企業、団体からの政治献金を受け取らない」旨の記載を追加するべきである。

# 市民と議会

## ＜座長案＞

### （市民参加の促進、市民の多様な意見の反映）

- 第 条** 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会を確保する。また、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たす。
- 2** 議会は、市民 3 分間議会演説制度の実施、請願及び陳情の審査における口頭陳情の実施のほか、市民が議会活動に参加する機会を設ける。
- 3** 議会は、市民の意見・知見を審査等に反映させるため、公聴会・参考人の制度等を活用する。
- 4** 議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる。

## ＜第 1 分科会案＞

### （市民参加の促進、市民の多様な意見の反映）

- 第 条** 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会を確保するように努める。また、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たす。
- 2** 議会は、市民が議会活動に参加する機会を確保するため、請願及び陳情の審査における口頭陳情を実施するほか、例えば市民 3 分間議会演説制度の実施に努める。
- 3** 議会は、市民の意見・知見を審査等に反映させるため、公聴会・参考人の制度等を積極的に活用するよう努める。
- 4** 議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる。

## ＜第 7 回研究会での意見＞

- ・ 3 分間議会演説制度は、例示として適切ではない。
- ・ 市民参加の機会は、例示事項の他にもあるという趣旨を出すべきである。
- ・ 議会報告会は、年 1 回以上開催するという回数を規定すべきである。

## ＜座長案＞

### （広報の充実）

- 第 条** 議会は、市会だより、ウェブサイト、インターネット中継等多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、発信する。
- 2** 市会だより、ウェブサイト等は、議会活動を市民にわかりやすく説明するため、議員で構成する編集委員会により編集する。
- 3** 議会の広報の内容及びあり方については、常に検証し、充実する。

## ＜第1分科会案＞

変更なし

## ＜座長案＞

### （情報の公開）

- 第 条** 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会議等の日程、議題等を市民に周知する。
- 2** 会議を休憩するとき又は変更のあるときは、議会は、再開の時刻等の情報を傍聴者に周知する。
- 3** 議会の会議等で用いた資料は、積極的に公開する。
- 4** 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整備する。

## ＜第1分科会案＞

### （情報の公開）

- 第 条** 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会議等の日程、議題等を市民に周知する。
- 2** 会議を休憩するとき又は変更のあるときは、議会は、再開の時刻等の情報を傍聴者に周知するように努める。
- 3** 議会の会議等で用いた資料は、積極的に公開する。
- 4** 議会は、議案についての会派ごとの賛否を公開する。
- 5** 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整備する。

## ＜第7回研究会での意見＞

- ・分科会案第4項は、議員名ごとの賛否を公開する規定にすべきである。

## 議会と市長

## ＜座長案＞

### （市長等との関係）

**第 条** 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を活かし、市長等との緊張関係を保ちながら、本市の意思決定を行うとともに、市長等の事務の執行について監視及び評価を行い、政策立案及び政策提言に取り組む。

- 2 議会は、その役割を適切に果たしていくため、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項として、別に定める。

## ＜第2分科会案＞

### （市長等との関係）

**第 条** 議会は、市長と同じく市民から選挙された議員によって構成される議事機関であり、市長とは独立対等の関係に立ち、相互にけん制することが期待される機関であることを認識し、本市の意思決定を行う。また、市長等の事務の執行について監視及び評価を行い、政策立案及び政策提言に取り組む。

- 2 議会は、その役割を適切に果たしていくため、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項として、別に定める。

## ＜分科会参考意見＞

- ・「原則として、議員は、市の審議会の委員に就任しない」旨の記載を追加すべきである。

## ＜座長案＞

### （予算等の議会への説明）

- 第 条** 市長等は、予算編成過程において、可能な限り、市民や議会への資料の公表に努める。
- 2** 市長等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は市政に係る重要な政策及び施策を提案するときは、実施に係る財源措置、将来に亘るコスト計算等の資料を添えて、議会にそれらの内容をわかりやすく説明するように努める。
- 3** 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成するように努める。
- 4** 市長等は、予算の調製又は市政に係る重要な政策若しくは施策の立案に当たっては、議会の政策提言の趣旨を尊重しなければならない。

## ＜第 3 分科会案＞

### （予算等に対する議会の役割）

- 第 条** 議会は、予算編成過程又は市政に係る重要な政策等の提案過程において、可能な限り、市民や議会への資料提供を行うよう求めることができる。
- 2** 市長等が、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は市政に係る重要な政策及び施策を提案（変更又は廃止を含む。）しようとするときは、議会は、次の各号に定める事項について、市長等に対し、説明を求める。
- (1) 政策の根拠と経緯
  - (2) 財源措置と将来にわたるコスト計算
  - (3) 市民生活への影響
  - (4) 市民意見のヒアリング等の実施の有無と内容
  - (5) 総合計画との整合性
  - (6) 他の地方公共団体の政策との比較検討
  - (7) その他市長等が説明を必要と考える事項
- 3** 議会は市長が、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成するように求めることができる。

4 議会は、予算又は市政に係る重要な政策等の提言を受けたときは、必要に応じて、当該案に対するパブリックヒアリング、タウンミーティング等の市民の意見を聴取し、審議に反映させる。

5

4 市長等は、予算の調製又は市政に係る重要な施策若しくは施策の立案に当たっては、議会の政策提言の趣旨を尊重しなければならない。

**<分科会参考意見>**

- ・議員が予算を伴う条例案を提案するにつき、発議前に、市長と協議し、市長が予算措置の可能性その他の意見を述べる機会を設ける旨のルールを規定すべきである。

# 議会の運営

## ＜座長案＞

### （会議の運営原則）

**第 条** 議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、民主的で円滑な運営を推進する。

**2** 議会の会議等は、公開を原則とする。

**3** 議会運営上の課題については、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会運営委員会で協議し、調整する。

## ＜第 3 分科会案＞

### （会議の運営原則）

**第 条** 議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則にのっとり、民主的で円滑な運営を推進する。

**2** 議会の会議等は、公開を原則とする。

**3** 議会運営上の課題については、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会運営委員会で協議し、調整する。

## ＜分科会参考意見＞

- ・議長、副議長等の選出経過に関する意見あり

## ＜座長案＞

### （会期等）

**第 条** 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう、十分な審議日数を確保する。

**2** 議会は、前項の目的を達成するため、適切な会期を定める。

## ＜第 3 分科会案＞

### （会期等）

**第 条** 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう、十分な審議日数を確保する。

**2** 議会は、前項の目的を達成し、また市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができる会期を定める。

## ＜分科会参考意見＞

- ・市長が持つ議会招集権限との連携に関する意見あり

## ＜座長案＞

### （委員会活動）

- 第 条** 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮する。
- 2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う。
- 3 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求する。この場合において、市長等は、誠実に対応しなければならない。
- 4 設置目的を達成した特別委員会は、改組する。

## ＜第 3 分科会案＞

### （委員会活動）

- 第 条** 委員会は、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすく議論をする中で議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、委員間の討議も行い、その機能を十分に発揮する。
- 2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う。
- 3 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求する。この場合において、市長等は、誠実に対応しなければならない。
- 4 常任委員会は、付議された議案等を審査し、委員間で討議を行い、その結果を本会議において的確に委員長が報告するとともに、所管に属する事務の調査において的確に政策立案及び政策提言を行う。
- 5 特別委員会は、緊急かつ重要な課題その他の付議事件について、目標期間を定めて、集中して調査、審議し、委員間で討議を行い、その経過や結果を本会議において的確に委員長が報告するとともに、目的が達成された場合は議決して、機動的に改組又は廃止する。

## ＜分科会参考意見＞

- ・条文の分量が多くなるので、他の条文・全体とのバランスを図るべきである。

## ＜座長案＞

### （質疑応答の基本原則）

- 第 条** 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について、会議等において市民にとって論点及び争点を明らかにするよう質疑し、又は質問する。この場合において、市長等は、誠実に答弁しなければならない。
- 2** 会議等における議員と市長等の質疑応答については、議会は、必要に応じ一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の効果的な方法を選択する。
- 3** 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。

## ＜第2分科会案＞

### （質疑応答の基本原則）

変更なし

## ＜分科会参考意見＞

- 第2項について、「議員の質問時間に差を設けない」旨の記載を追加するべきである。
- 第3項について、
- ・市長等から正確な答弁を得るため、「質疑又は質問の趣旨を確認するための発言」は認めるべきである。
  - ・質疑又は質問の趣旨を確認するにすぎない座長案では記載する意味がなく、「市長等は、議長、委員長の許可を得て、質問に関する範囲内で必要な反問をすることができる」旨の記載に変更するべきである。
  - ・反問権の定義について議会で十分議論した上で結論を出すべきであり、現段階においては、基本条例への記載を見送るべきである。

**<座長案>**

**(議員相互間の討議)**

**第 条** 議員は、議員相互間において、市民の多様な意見を反映した闊達な討議を尽くす。

**<第 3 分科会案>**

議員の活動原則の条項へ移す

## ＜座長案＞

### （会派の位置付け）

**第 条** 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

**2** 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整を行い、合意形成に努める。

## ＜第2分科会案＞

### （会派の位置付け）

**第 条** 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

**2** 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行う。

## ＜座長案＞

### （政策立案機能及び調査機能の強化）

**第 条** 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化する。

2 議会は、地方自治法第 100 条の 2 に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用する。

3 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置する。

4 議員は、議員間における討議を通じて、政策立案、政策提言等を積極的に行うとともに、必要に応じ、検討会等を設けることができる。

5 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する市会事務局を機能強化する。

6 市長は、議員の調査研究及び行政の監視活動を充実させるために、議会から求めがある場合には、人員の配置、予算の計上その他の必要な措置を講ずるものとする。

## ＜第 3 分科会案＞

### （政策立案機能及び調査機能の強化）

**第 条** 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化する。

2 議会は、地方自治法第 100 条の 2 に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用する。

3 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置する。

4 議員は、議員間における討議を通じて、政策立案、政策提言等を積極的に行うとともに、必要に応じ、検討会等を設けることができる。

5 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する市会事務局を機能強化する。

6 議会は、議員の調査研究及び行政の監視活動を充実させるために、議会から求めがある場合には、人員の配置、予算の計上その他の必要な措置を市長に求めることができる。

## ＜第 7 回研究会での意見＞

・第 4 項に後段で、議員提出議案も議会で審議を行う旨を規定すべきである。

## ＜座長案＞

### （図書室の充実）

**第 条** 議会は、議員の調査研究に資するために設置する市会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能を強化する。

**2** 議会は、市会図書室において、議会に関する情報を整理し、市民に対し情報を発信する。

## ＜第 3 分科会案＞

### （図書室の充実）

**第 条** 議会は、議員の調査研究に資するために設置する市会図書室を適正に管理し、市民誰もが利用できるものとして運営するとともに、その機能を強化する。

**2** 議会は、市会図書室において、議会に関する情報を整理し、市民に対し情報を発信する。

## ＜分科会参考意見＞

・第 2 項は、「情報の公開」（第 1 分科会）の議論による。

## 議員定数・議員報酬等

## ＜座長案＞

### （定数等議会や議員の身分に関する原則）

**第 条** 議員定数、議員報酬及び政務調査費に関しては、別に条例で定める。

これらの条例について、これを制定し、又は改廃するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、議員がこれを提出する。

- 2 議員定数については、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、市政に民意を反映できるよう、人口比例、他の同規模地方公共団体との均衡等を考慮し、別に条例で定める。
- 3 議員報酬については、本市の処理する事務の範囲、財政規模から議員が広範囲な責務を全うするには、議員活動に専念できる制度的な保障が必要であることを勘案の上、公選としての職務及び他の同規模地方公共団体との均衡等を考慮し、別に条例で定める。
- 4 政務調査費については、使途の透明性を確保し、調査研究活動が適切に行われるよう、別に条例で定める。

## ＜第2分科会案＞

### （議員定数及び議員報酬に関する基本的な考え方）

**第 条** 議員定数及び議員報酬に関しては、別に条例で定める。これらの条例について、これを制定し、又は改廃するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、議員がこれを提出する。この場合、民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる。

- 2 議員定数については、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、各層の多様な民意を市政に反映させるために十分必要な人数を確保し、人口比例等を考慮し、別に条例で定める。
- 3 議員報酬については、本市の財政規模、事務の範囲、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。

### ＜分科会参考意見＞

- ・第2項について、「小選挙区制の導入はふさわしくない」旨の記載を追加すべきである。
- ・第3項について、議員報酬の前提となる議員の活動についても記載すべきである。

### ＜第7回研究会での意見＞

- ・「議員がこれを提出する」との規定は、お手盛りとの批判を免れないので、削除すべきである。

### （政務調査費に関する基本的な考え方）

**第 条** 政務調査費については、使途の透明性を確保し、調査研究活動が適切に行われるよう、別に条例で定める。

**2** 前項の条例を制定し、又は改廃するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、議員がこれを提出する。

### ＜分科会参考意見＞

- ・第1項について、具体的に「領収書等を全面公開する」旨の記載を追加すべきである。

### ＜第7回研究会での意見＞

- ・「議員がこれを提出する」との規定は、お手盛りとの批判を免れないので、削除すべきである。

## その他

### <第7回研究会での意見>

・分科会では、多方面にわたり細かく議論がされたが、議会基本条例なので、基本条例としてのまとめ方をすべきである。基本条例から外すべき事項もあるはずである。